

新型コロナウイルス感染症に係る小中学校等の臨時休業等に伴う
緊急生活資金貸付のご案内

1. 本貸付金について

新型コロナウイルス感染症に係る小中学校等の臨時休業に伴い、子の世話等のため、休業や失業を余儀なくされ、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となった小中学校等*に在籍する子どもを持つ世帯へ、安定した生活を送れるようにすることを目的として、緊急的に生活資金を貸し付けます。

*小中学校等：小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、こども園等

2. 対象となる方

次の（１）から（５）までのすべてを満たす世帯の世帯主が対象です。

- （１）小中学校等の臨時休業に伴い、子の世話等のため、令和２年２月２７日から５月３１日までの間に、休業又は失業により、一時的に収入が減少し、生計の維持が困難となったこと
- （２）小中学校等に在籍する子どもがいること
- （３）いすみ市内に６か月以上住所を有していること
- （４）生活保護を受けていないこと（保護停止中の世帯も対象外です）
- （５）世帯全員の平成３０年分の所得の合計が以下の表に定める額に満たない世帯

世帯人数	２人	３人	４人	５人以上
合算額	430万円	620万円	730万円	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額

3. 貸付内容

- （１）限度額 15万円以内
- （２）利子 無利子
- （３）据置期間 貸付の日の翌月１日から２か月以内
- （４）返済期間 12か月以内
- （５）返済方法 月賦返済
- （６）連帯保証人 不要

4. 貸付方法

下記６，７に記載の書類をご提出ください。

書類受理後２週間以内を目途にご指定の銀行口座に振り込みます。

5. 申請期間

令和2年3月16日（月）から令和2年6月1日（月）まで

6. 申請に必要な書類

番号	添付書類	備考
1	借入申込書	借入申込者は世帯主となります。
2	小中学校の臨時休業に伴い、令和2年2月27日から5月31日までの間に、休業又は失業により、一時的に収入が減少したことがわかる書類	次に掲げる書類のうちいずれか一つ ・雇用主の発行する休業証明書（自営業、日雇労働者（日雇労働被保険者ではない方）・フリーランスの方は申告書）など ・離職票、雇用保険受給資格者証、雇用主の発行する離職証明書（離職証明書の取得ができない方は申告書）など
3	市・県民税課税証明書	平成31年1月1日時点で市外に住所を有していた世帯員（※）の平成30年分の所得証明書

※所得がなく、かつ、世帯にいる者に扶養されていることが課税証明書により確認できる場合は、その世帯員について証明書の提出は不要です。

・お借入をお急ぎの場合は、借入申込時に下記7の「借入時に提出する書類」2点も併せてご提出ください。

・上記の書類とは別に、審査に必要な書類を求めることがあります。

7. 貸付時に提出する書類

番号	添付書類	備考
1	借用書	
2	借入申込者の通帳の写し	貸付金の振込先となる世帯主の本人名義口座

8. 相談及び申請受付窓口 8：30～17：15（土日祝日を除く）

いすみ市役所 大原庁舎 1階 福祉課

〒298-8501 いすみ市大原7400-1

電話 0470-62-1117

9. 留意事項

貸し付けにあたっては審査があります。審査結果によっては、貸し付けができない場合や、借入希望額よりも少額となる場合があります。